

# 3 償却資産の評価と課税について

## 1 償却資産の評価

償却資産の評価方法は、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にしています。  
資産一品ごとに評価額を算出後、全資産の合計額が決定価格(課税の基礎となる価格)となります。

### 評価額の算定方法

評価額が取得価額の5%になるまで償却し、評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

取得時期	評価額
令和5年1月2日から令和6年1月1日まで	取得価額×(1-r/2)
令和5年1月1日以前	令和5年度の評価額×(1-r)

※r…耐用年数に応ずる減価率【参考1】(下記)

**注意** 平成19年度の法人税法などにおける減価償却制度の改定による新定率法(250%定率法)及び残存価額と償却可能限度額の廃止(備忘価額1円)については、固定資産税では適用されません。

### 【参考1】減価残存率表

耐用年数	減価率(r)	減価残存率		耐用年数	減価率(r)	減価残存率		耐用年数	減価率(r)	減価残存率	
		前年中取得分(1-r/2)	前年前取得分(1-r)			前年中取得分(1-r/2)	前年前取得分(1-r)			前年中取得分(1-r/2)	前年前取得分(1-r)
2	0.684	0.658	0.316	11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
3	0.536	0.732	0.464	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
4	0.438	0.781	0.562	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
5	0.369	0.815	0.631	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
				15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	45	0.050	0.975	0.950
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955
								55	0.041	0.979	0.959
								60	0.038	0.981	0.962

## 2 税額及び免税点

$$\text{固定資産税額 (100円未満切り捨て)} = \text{課税標準額 (1,000円未満切り捨て)} \times 1.4\%$$

課税標準額は、土地・家屋・償却資産の課税標準額を合計したものです。

ただし、償却資産の課税標準額が150万円(免税点)未満である場合は、固定資産税(償却資産)は課税されません。(課税されない場合は、特に通知しません)

## 3 課税標準の特例

地方税法第349条の3、地方税法附則第15条、第15条の2及び第15条の3等に規定される一定の要件を備えた資産には、課税標準の特例が適用されます。新たに特例の対象資産を取得された場合は、「課税標準の特例・非課税該当償却資産申告書(課税台帳)」に必要事項を記入し、各種添付書類と共に提出してください。詳しくは、豊中市ホームページ(<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/sizei/kotei/index.html>)を参照してください。

豊中市 償却資産 特例



### 特例の対象となる資産(一例抜粋)

(令和5年10月現在)

設備の種類	特例適用期間	特例率	適用条項	対象・添付書類
特定事業所内保育施設(企業主導型保育施設)	最初に政府の補助を受けた日の属する年の翌年1月1日を賦課期日とする年度から5年間	1/2	地方税法附則第15条第32項	●特定事業所内保育施設の用に供する固定資産(有償で借り受けたものを除く) ●企業主導型保育事業(運営費等)助成決定通知書の写し ※5年間特例措置を受けるには、毎年通知書の写しが必要です。